

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月9日

【四半期会計期間】 第24期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社レッグス

【英訳名】 LEGS COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内川 淳一郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

【電話番号】 03(3408)3090(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員経営企画担当 高木 一芳

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

【電話番号】 03(3408)3090(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員経営企画担当 高木 一芳

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第23期 第3四半期 連結累計期間	第24期 第3四半期 連結累計期間	第23期 第3四半期 連結会計期間	第24期 第3四半期 連結会計期間	第23期
会計期間	自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 9月 30日	自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月 30日	自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 12月 31日
売上高 (千円)	6,988,348	8,044,254	2,233,849	2,869,690	9,128,088
経常利益 (千円)	113,828	460,414	21,138	228,105	201,211
四半期(当期)純利益 (千円)	47,498	247,262	7,478	126,065	118,884
純資産額 (千円)	-	-	2,598,983	2,884,598	2,669,307
総資産額 (千円)	-	-	3,618,691	4,470,268	3,687,344
1株当たり純資産額 (円)	-	-	101,832.80	112,893.81	104,493.94
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,877.28	9,772.44	295.57	4,982.43	4,698.63
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,874.61	9,755.86	295.37	4,973.19	4,694.18
自己資本比率 (%)	-	-	71.2	63.9	71.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	483,089	379,743	-	-	517,418
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	68,893	67,934	-	-	87,482
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,070	8,369	-	-	12,651
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	1,440,554	1,695,200	1,436,907
従業員数 (人)	-	-	169	174	172

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間より、これまで連結子会社であった株式会社プロコミットが連結の範囲から除外となったことにより、当社グループはマーケティングサービス事業の単一セグメントとなりました。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であった株式会社プロコミットは実効支配が及ばなくなったことにより、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	174	(32)
---------	-----	------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

2 臨時雇用者数には、契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	140	(32)
---------	-----	------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

2 臨時雇用者数には、契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、マーケティングサービス事業の単一セグメントであり、当第3四半期連結会計期間の受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
マーケティングサービス事業	2,457,915	-	1,933,824	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社グループは、マーケティングサービス事業の単一セグメントであり、当第3四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
マーケティングサービス事業	2,869,690	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
日本コカ・コーラ株式会社	528,816	23.7	330,739	11.5

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響によるサプライチェーンの供給制約がほぼ解消し、生産や輸出が持ち直しました。また、企業の景況感を示す業況判断指数（DI）も半ば以上にプラスに転じております。しかし、先行きの見通しについては、長引く円高や世界経済、特に欧米経済の減速懸念を背景に慎重な見方が一般的であります。

当社グループが属する広告・販促業界においては、東日本大震災の影響が大きかった自動車や飲料などの企業の生産が回復したことにより、短期的には10～12月は前年比で増加になる可能性があります。しかし、欧米の景況感の悪化や円高、株安が企業の広告・販促意欲へ与える影響が不透明であり、懸念材料も残っております。

このような状況下、当社グループでは、中期経営計画において策定した市場戦略に基づいて、従来の戦略市場である飲料・食品・流通および通信業界を中心とする既存顧客への注力、特に、大手既存顧客への注力に加え、他業界での新規顧客開拓や顧客ニーズの変化に対応した新規商材の提供等により、戦略市場と提供サービスの幅を着実に広げるべく積極的な事業展開を行ってまいりました。

当第3四半期連結会計期間において、まず売上高については食品顧客向けおよびOEM顧客向けを中心に既存戦略市場で大手顧客向け売上が好調であったこと、また、新規開拓中の戦略顧客向けの売上も好調であったため前年同期比で大幅な増収となりました。売上総利益率に関しては、飲料を中心に全体的に向上し前年同期比で増益となっております。営業利益、経常利益および四半期純利益については、人員増に伴う人件費の増加と基幹システムの入替えによる費用の増加等により、販売費及び一般管理費の増加があったものの、売上高の増加と売上総利益率の改善により、前年同期比で大幅な増益となっております。

その他のトピックスといたしましては、平成20年より取り組んでおります海外展開につきまして、中国子会社の売上も好調に推移しております。

また、平成23年8月15日公表のとおり当社の連結子会社であった株式会社プロコミットは実効支配が及ばなくなったことにより、連結の範囲から除外しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は2,869百万円（前年同四半期比28.5%増）、営業利益は235百万円（前年同四半期比1,204.8%増）、経常利益は228百万円（前年同四半期比979.1%増）、四半期純利益は126百万円（前年同四半期比1,585.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて782百万円増加し、4,470百万円となりました。これは主に、現金及び預金、受取手形及び売掛金が増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度に比べて567百万円増加し、1,585百万円となりました。これは主に、買掛金が増加したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べて215百万円増加し、2,884百万円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末に比べて403百万円増加し、1,695百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は480百万円（前年同四半期は60百万円の支出）となりました。これは主として仕入債務の減少376百万円による資金の支出があったものの、税金等調整前四半期純利益232百万円および売上債権の減少597百万円による資金の収入があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は30百万円(前年同四半期比197.6%増)となりました。これは主として投資有価証券の取得による支出12百万円、無形固定資産の取得による支出15百万円等による資金の支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動による資金の大きな動きはありませんでした。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,000
計	98,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,100	27,100	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	(注)
計	27,100	27,100	-	-

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年3月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	87
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	348
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、3	51,905
新株予約権の行使期間	自平成20年3月27日 至平成25年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 51,905 資本組入額 25,953
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

2. 平成16年12月14日開催の取締役会決議により、平成17年2月18日付をもって1株を2株に分割、また、平成17年12月14日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付をもって1株を2株に分割しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
3. 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

4. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社及び当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- 新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象監査役及び対象従業員との間で締結する割当契約に定めるところによる。

平成17年3月30日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	384
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、3	242,500
新株予約権の行使期間	自平成22年3月30日 至平成27年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 242,500 資本組入額 121,250
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

- 平成17年12月14日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付をもって1株を2株に分割しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
- 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

- 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社子会社、当社の資本提携先及び当社の業務提携先の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社、当社の資本提携先及び当社の業務提携先の取締役、監査役及び従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年3月28日および平成20年3月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	288
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	155,000
新株予約権の行使期間	自平成24年3月28日 至平成29年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)4	発行価格 221,979 資本組入額 110,990
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社、当社子会社の従業員及び社外協力者の地位にあることを要するものとする。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社の従業員及び社外協力者たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額155,000円と付与日における公正な評価単価66,979円を合算しております。

平成20年3月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	90,825
新株予約権の行使期間	自平成25年3月26日 至平成30年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 145,274 資本組入額 72,637
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「新規発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社大阪証券取引所「ASDAQ」が公表する当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。

「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額90,825円と付与日における公正な評価単価54,449円を合算しております。

平成21年3月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	397
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	397
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	59,670
新株予約権の行使期間	自平成26年3月24日 至平成31年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 89,806 資本組入額 44,903
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「新規発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社大阪証券取引所JASDAQが公表する当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。

「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社社外監査役及び従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社社外監査役及び従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額59,670円と付与日における公正な評価単価30,136円を合算しております。

平成23年3月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	370
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	58,000
新株予約権の行使期間	自平成28年3月24日 至平成33年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 93,403 資本組入額 46,702
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「新規発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社大阪証券取引所JASDAQが公表する当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。

「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社の取締役である場合には、当該新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。また、新株予約権者が当社の従業員である場合には当該新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社社外監査役及び従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株

予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額58,000円と付与日における公正な評価単価35,403円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	27,100	-	220,562	-	267,987

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,798	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 25,302	25,302	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	27,100	-	-
総株主の議決権	-	25,302	-

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2株（議決権2個）含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社レッグス	東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号	1,798	-	1,798	6.63
計	-	1,798	-	1,798	6.63

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	74,000	80,000	61,000	65,000	57,000	54,000	58,600	62,000	87,000
最低(円)	53,500	52,900	39,500	47,000	51,000	51,000	50,700	51,000	55,100

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,695,966	1,437,722
受取手形及び売掛金	1,734,372	1,309,039
商品	152,963	119,369
その他	204,998	199,655
貸倒引当金	4,775	3,005
流動資産合計	3,783,524	3,062,780
固定資産		
有形固定資産	30,206	26,858
無形固定資産	113,275	95,491
投資その他の資産		
その他	558,950	525,054
貸倒引当金	15,688	22,841
投資その他の資産合計	543,262	502,212
固定資産合計	686,743	624,563
資産合計	4,470,268	3,687,344
負債の部		
流動負債		
買掛金	603,164	392,637
未払法人税等	198,434	108,412
賞与引当金	117,200	47,881
役員賞与引当金	24,374	-
その他	316,797	152,749
流動負債合計	1,259,970	701,681
固定負債		
長期未払金	221,720	221,720
退職給付引当金	103,978	94,635
固定負債合計	325,699	316,355
負債合計	1,585,669	1,018,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	220,562	220,562
資本剰余金	267,987	267,987
利益剰余金	2,513,275	2,299,262
自己株式	130,352	130,352
株主資本合計	2,871,472	2,657,459
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,243	1,679
繰延ヘッジ損益	-	1,762
為替換算調整勘定	12,790	10,111
評価・換算差額等合計	15,033	13,554
新株予約権	28,159	21,816
少数株主持分	-	3,584
純資産合計	2,884,598	2,669,307
負債純資産合計	4,470,268	3,687,344

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	6,988,348	8,044,254
売上原価	5,461,976	6,045,361
売上総利益	1,526,371	1,998,892
販売費及び一般管理費	1,415,741	1,538,799
営業利益	110,629	460,093
営業外収益		
受取利息	618	557
受取配当金	442	486
受取手数料	7,475	11,323
その他	2,074	2,817
営業外収益合計	10,611	15,184
営業外費用		
支払利息	207	283
為替差損	4,031	11,122
投資事業組合運用損	2,313	-
その他	859	3,457
営業外費用合計	7,412	14,863
経常利益	113,828	460,414
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,354	5,296
持分変動利益	7	1,160
特別利益合計	1,361	6,456
特別損失		
固定資産除却損	4,183	72
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,359
特別損失合計	4,183	7,432
税金等調整前四半期純利益	111,005	459,438
法人税、住民税及び事業税	105,980	261,129
法人税等調整額	34,669	44,638
法人税等合計	71,310	216,491
少数株主損益調整前四半期純利益	-	242,946
少数株主損失()	7,803	4,315
四半期純利益	47,498	247,262

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	2,233,849	2,869,690
売上原価	1,747,790	2,107,812
売上総利益	486,059	761,877
販売費及び一般管理費	1 467,996	1 526,204
営業利益	18,062	235,672
営業外収益		
受取利息	245	232
受取手数料	3,203	2,703
受取保険金	-	2,011
その他	495	-
営業外収益合計	3,945	4,947
営業外費用		
支払利息	207	180
為替差損	-	11,280
投資事業組合運用損	690	-
その他	29	1,053
営業外費用合計	869	12,514
経常利益	21,138	228,105
特別利益		
貸倒引当金戻入額	434	4,063
持分変動利益	-	535
特別利益合計	434	4,598
特別損失		
持分変動損失	63	-
特別損失合計	63	-
税金等調整前四半期純利益	21,508	232,704
法人税、住民税及び事業税	33,245	104,132
法人税等調整額	19,060	6,322
法人税等合計	14,184	110,454
少数株主損益調整前四半期純利益	-	122,249
少数株主損失()	154	3,815
四半期純利益	7,478	126,065

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	111,005	459,438
減価償却費	16,052	23,467
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,354	5,353
賞与引当金の増減額（は減少）	46,319	73,099
役員賞与引当金の増減額（は減少）	17,025	24,374
退職給付引当金の増減額（は減少）	12,681	9,343
受取利息及び受取配当金	1,060	1,043
支払利息	207	283
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,359
売上債権の増減額（は増加）	775,918	441,103
たな卸資産の増減額（は増加）	243,330	33,593
仕入債務の増減額（は減少）	221,597	213,244
その他	26,326	213,846
小計	485,541	543,363
利息及び配当金の受取額	1,086	1,043
利息の支払額	10	257
法人税等の支払額	22,591	164,405
法人税等の還付額	19,064	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	483,089	379,743
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	12,000
定期預金の預入による支出	838	-
定期預金の払戻による収入	5,000	-
有形固定資産の取得による支出	1,977	11,843
無形固定資産の取得による支出	59,645	33,300
保険積立金の積立による支出	13,857	14,931
貸付けによる支出	1,500	5,641
貸付金の回収による収入	3,793	3,933
その他	131	5,847
投資活動によるキャッシュ・フロー	68,893	67,934
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	19,721	16,655
配当金の支払額	12,651	25,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,070	8,369
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,396	5,058
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	413,870	298,381
現金及び現金同等物の期首残高	1,026,684	1,436,907
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	40,088
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,440,554	1,695,200

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間において、睿格斯(上海)広告有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であった株式会社プロコミットは実効支配が及ばなくなったことにより、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 5社
2 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ846千円減少し、税金等調整前四半期純利益は8,206千円減少しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「投資事業組合運用損」(当第3四半期連結累計期間は2,374千円)は、営業外費用の100分の20以下であるため、当第3四半期連結累計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「投資事業組合運用損」(当第3四半期連結会計期間は926千円)は、営業外費用の100分の20以下であるため、当第3四半期連結会計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1 固定資産の減価償却累計額		1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	56,697千円	有形固定資産の減価償却累計額	49,790千円
2 手形割引高および裏書譲渡高		2 手形割引高および裏書譲渡高	
受取手形裏書譲渡高	117,119千円	受取手形裏書譲渡高	112,342千円
		なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。	
		受取手形裏書譲渡高	19,356千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	
販売費の主なもの		販売費の主なもの	
役員報酬	91,099千円	役員報酬	61,391千円
給料及び手当	613,568千円	給料及び手当	649,430千円
賞与引当金繰入額	84,450千円	賞与引当金繰入額	119,099千円
退職給付費用	13,473千円	退職給付費用	15,040千円
役員賞与引当金繰入額	17,025千円	役員賞与引当金繰入額	24,374千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	
販売費の主なもの		販売費の主なもの	
役員報酬	30,539千円	役員報酬	18,953千円
給料及び手当	204,156千円	給料及び手当	216,782千円
賞与引当金繰入額	36,023千円	賞与引当金繰入額	58,600千円
退職給付費用	4,485千円	退職給付費用	5,003千円
役員賞与引当金繰入額	5,675千円	役員賞与引当金繰入額	8,124千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定	1,441,392千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	838千円
小計	<u>1,440,554千円</u>
現金及び現金同等物	<u>1,440,554千円</u>
現金及び預金勘定	1,695,966千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	766千円
小計	<u>1,695,200千円</u>
現金及び現金同等物	<u>1,695,200千円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	27,100

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,798

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年ストックオプション としての新株予約権			17,185
	平成20年ストックオプション としての新株予約権			5,297
	平成21年ストックオプション としての新株予約権			5,438
	平成23年ストックオプション としての新株予約権			238
	合計			28,159

(注) 上記ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月24日 定時株主総会	普通株式	25,302	1,000.00	平成22年12月31日	平成23年3月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

「マーケティングサービス事業」の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当社グループは、マーケティングサービス事業以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、セグメントの記載は省略しております。

なお、当第3四半期連結会計期間からその他の事業であった株式会社プロコミット(連結子会社)が連結の範囲から除外されたことにより、マーケティングサービス事業の単一セグメントとなりました。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表上計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当社グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	112,893円81銭	1株当たり純資産額	104,493円94銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,884,598	2,669,307
普通株式に係る純資産額(千円)	2,856,439	2,643,905
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	28,159	21,816
少数株主持分	-	3,584
普通株式の発行済株式数(株)	27,100	27,100
普通株式の自己株式数(株)	1,798	1,798
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	25,302	25,302

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,877円28銭	1株当たり四半期純利益金額	9,772円44銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1,874円61銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	9,755円86銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	47,498	247,262
普通株式に係る四半期純利益(千円)	47,498	247,262
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	25,302	25,302
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	36	43
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	295円57銭	1株当たり四半期純利益金額	4,982円43銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	295円37銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	4,973円19銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	7,478	126,065
普通株式に係る四半期純利益(千円)	7,478	126,065
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	25,302	25,302
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	17	47
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月29日

株式会社レグス
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 博 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レグスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レグス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月8日

株式会社レグス
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 博 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レグスの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レグス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。